

# 伊達市立光陵中学校 「学校いじめ防止基本方針」

## いじめの定義

「北海道いじめ防止等に関する条例」では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

## いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### （いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

### （学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### 1 基本施策

#### （1）学校におけるいじめの防止

- ア いじめは絶対に許さないという強い意志のもと、教職員と生徒が一体となりいじめの防止に取り組む。
- イ 生徒の豊かな心を培い、対人交流能力の素地を養うため、自己決定や自己存在感を感じる場面があり、子ども自身が共感的な人間関係を実感するなど生徒指導の機能を生かし、全ての教育活動にあたり、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者や地域住民、その他関係者との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間、生徒会活動等を利用し、いじめの防止運動を実施する。
- オ 全員が安心、安全に学校生活を送れるよう、学習規律や生活規律を徹底し規範意識を高める。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

- ア 在籍する生徒に対する定期的な調査を年最低3回以上実施するとともに、各学年において必要な措置を講ずる。
- イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
  - ①教育相談の実施（年2回）
  - ②カウンセラー等の有効活用
- ウ 教員研修の実施
  - ①生徒理解研修（年2回）
  - ②いじめ防止のため、専門的な知識を有するカウンセラー等による職員の資質向上のための研修

### （3）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア 生徒および保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラルに関する教室等を行う。
- イ ネットパトロールの実施（毎月2回）

## 2 いじめ防止等に関する措置

### （1）学校におけるいじめの防止等の対策のための校内組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- <構成員> 校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、いじめ不登校係、該当生徒の学級担任、養護教諭、（スクールカウンセラー）
- <活動> ・アンケート調査並びに教育相談に関すること。
  - ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
  - ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- <開催> 定期いじめアンケート後、必要に応じて開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### （2）関係機関と連携した組織

緊急を要する問題行動が発生した場合には、必要に応じて次のメンバーを招集し対応を協議する。

（PTA会長、主任児童委員、自治会長、校区育成連絡協議会長、校長、教頭、生徒指導主事、いじめ不登校係、該当生徒の学級担任、スクールカウンセラー）

### （3）いじめに対する措置

- ア いじめの認知
  - （ア）いじめアンケートや教育相談を利用し生徒の言葉に耳を傾けて、生徒の実態を把握する。早期発見につとめ、いじめの積極的認知を行う。
  - （イ）いじめの具体例

スマホを使つての悪口、嫌がらせ・持ち物を隠す、壊す・喧嘩もしてないのに無視する・仲間はずれにする・本気でたたく、蹴る・恥ずかしいこと、危険なことをされる・金品を要求される等

## イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに学級担任が事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は学級担任がいじめ担当に報告する。
- (ウ) いじめ担当は生徒指導部長に報告し、いじめ対策委員会を開催する。
- (エ) いじめ対策委員会での協議のもと、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (オ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (カ) いじめの関係者間における関係を悪化させないよう、事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (キ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## ウ いじめの解消

- (ア) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じない状態が3カ月間持続していることを本人、保護者に確認したうえで、いじめの解消とする。

## 3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。(いじめ対策委員会の開催)
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の方法は以下の方法を基本とし、事案の背景を考慮し検討する。
  - ア 事実確認、加害生徒の特定を目的に全校生徒にアンケートによる調査を行う。事案の背景により生徒会が行うアンケートの形式をとる。
  - イ アンケート結果をもとに関係者・目撃者の絞り出しを行う。該当生徒についてはいじめ対策委員会で協議し決定する。
  - ウ 関係者・目撃者の可能性がある生徒については聞き取り調査を行い、事実関係を明確にする。
  - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要を適切に提供する。

## 4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。